<災害復旧工事に係る競争入札の特例措置を解除します>

◎災害復旧工事に係る競争入札の特例措置の解除について

平成23年4月1日以降における災害復旧工事の発注について早急な復旧を図るため、特例措置基準(<u>下記のとおり</u>)を定め発注してきましたが、災害に伴う緊急復旧工事等に一定の目処がたったことから、**平成23年8月31日をもって**下記の特例措置を解除します。

◎災害復旧工事に係る競争入札の特例措置について

平成23年4月1日以降における災害復旧工事の発注については、早急な復旧を図るため、特例措置として次のとおり取り扱うこととする。

(1) 発注方法

現在、設計金額(消費税込)が1,000万円以上の建設工事を対象として、一般競争入札を実施しているが、災害復旧工事については、指名競争入札又は随意契約により発注を行う。

(2)業者選定

- ア 災害現場に精通している業者
- イ 短時間に現場に到着できる近隣業者
- ウ 当該工事の施工能力を十分有する業者
- エ 業者選定にあたっては、格付け等級によらない

(3) 現場代理人の兼務の承認

同一の現場代理人が管理する上で支障のない近隣工事を対象として、市が承認したものについては、現場代理人の兼務を認める。ただし、設計金額(消費税込)が2,500万円未満の場合に限る。 ※近隣工事とは、各現場間を概ね10分程度で移動が可能なものをいう。

(4) 配置技術者

配置技術者の専任については、従来どおりとする。

(5) 手持工事件数制限の除外

同一期間内の工事を3件とする手持工事件数制限を災害復旧工事については除外する。

(6) 契約等

契約保証については、契約金額(消費税込)が 1 億 5 , 0 0 0 万円未満の場合に限り、免除とする。なお、「前金払い」、「部分払い」ならびに「建設リサイクル法に基づく書類の提出」については従来どおりの取扱いとする。

(7) その他

災害復旧工事に係る業務委託(測量・建設コンサルタント業務等)についても同様の取扱いとする。